

厚生発 0603 第 5 号
医政発 0603 第 7 号
令和 8 年 6 月 3 日

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「食育基本法の一部を改正する法律の施行について」を踏まえた健康づくりのための食育の推進について

「食育基本法の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）については、令和 8 年 5 月 27 日に公布され、同日から施行されたところである。今般、別添のとおり、「食育基本法の一部を改正する法律の施行について」（令和 8 年 5 月 29 日付け 8 消安第 1399 号農林水産省消費・安全局長通知）が通知されたところであり、これに伴い、下記の事項に留意の上、健康づくりのための食育の推進に特段の御配慮をお願いするとともに、各都道府県においては、管内市町村（政令市及び特別区を除く。）、関係機関、関係団体等に対する周知及び適切な支援をお願いする。

なお、この通知の施行をもって「健康づくりのための食育の推進について」（平成 17 年 7 月 15 日付け健発第 0715002 号、食安発第 0715001 号、雇児発第 0715003 号 厚生労働省健康局長、医薬食品局食品安全部長、雇用均等・児童家庭局長連名通知）は廃止する。

記

第 1 改正法の趣旨及び概要

一 前文の改正

1 「食」をめぐる環境の変化

世帯構成等の変化、食料安全保障の確保、農林漁業の理解及び食生活の充実等を追加

2 国民運動としての食育の在り方の明確化

(1) 食育が「食」に関する体験活動等を通じて豊かな人間性を育むことを追加

(2) 食育の推進に関する取組を、不断の努力を積み重ね、あまねく全国においてあらゆる世代の人々に対して十分に展開することを追加

二 総則の改正

1 食料安全保障の確保

食料安全保障の確保に資する食育の推進を目的等に追加、食料の合理的な価格の形成についての国民の理解を追加

2 関連分野との協働による食育の取組拡大

文化、観光、環境、スポーツ等の関連分野における施策との有機的な連携を追加

3 子どもの食育における教育基本法等による施策との連携推進

教育基本法その他の関係法律による施策と相まって取り組む旨を追加

4 大人も含めた食に関する理解醸成・行動変容の促進

食育の場として職場を例示、大人の食育と食に関する理解の醸成や食生活の改善、食料の持続的な供給に資する物の選択の努力等の行動につながる能力を追加

5 食育の推進のための連携

国の関係機関や地方公共団体の部局間の連携、官民連携を含む関係者相互の連携を追加

三 食育推進基本計画等に関する規定の改正

1 PDCA サイクルによる食育の推進

食育の目標の達成状況の調査公表、施策評価の食育推進基本計画への反映を追加

2 地方公共団体の取組状況の「見える化」のための支援

都道府県や市町村の食育推進計画の作成や実施への助言その他の援助を追加

四 基本的施策の改正

1 生産者と消費者との交流の促進等の強化

消費者の役割と農林漁業体験活動を追加

2 学校等における食育の強化

栄養教諭を例示、農林漁業教育の充実と教育活動を支援する人材の活用を追加

- 3 民間企業を巻き込んだ大人の食育運動の促進
職場や大学等における食育の推進、個人の取組の成果の「見える化」の支援を追加
- 4 関連分野との協働による食育推進運動の展開
関連分野との協働、ボランティア以外の関係者との連携
- 5 人材の育成及び確保
食育の推進に関する活動を担う人材の育成及び確保等の食育推進体制の充実を追加

第2 健康づくりのための食育の推進のための基本的考え方

- 1 健康づくり、食品安全等の施策について、所管する部局が十分に調整を図りつつ、食育の推進に係る効果的な事業の充実強化を図ること。
また、その際には、母子保健部局、農政担当部局、教育担当部局等の関係部局とも十分な連携の下で、総合的に食育に関する施策を進めること。
- 2 地域における食育の推進に関する施策を進めるに当たっては、関係機関及び関係団体との連携強化を図ること。
- 3 都道府県及び市町村における食育推進計画の策定に当たっては、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく地域行動計画、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づく歯科口腔保健の推進に関する基本的事項等との整合性を図ること。

第3 健康づくりのための食育の推進に関する基本的取組

- 1 地域における栄養・食生活の改善、食品の安全性に関する知識の普及のための取組の推進
 - (1) 生活習慣病の予防及び要介護状態になることの予防等、生涯を通じた健康づくりの観点から、保健所、市町村保健センター、医療機関等における栄養・食生活改善や口腔機能の獲得・維持・向上を含む歯・口腔の健康に関する正しい知識の普及及び活動の推進を図ること。
 - (2) 地域における食品の安全性を始めとする食に関する幅広い情報の提供や意見交換等の取組の推進を図ること。
 - (3) 地域の食品関連事業者等が行う栄養・食生活の改善及び食品の安全性に関する情報提供や意見交換の取組に協力するなど食育に関する活動の推進を図ること。

2 家庭や地域等における健全な食生活の確立等のための取組の推進

- (1) 家庭における健全な食生活の確立及び食品の安全性に関する正しい知識の普及を図ること。
- (2) 生涯を通じて健全な食生活を営むことができるよう、自らの栄養・食生活の状況を踏まえて改善すべき点について改善できるようにするための取組や、歯・口腔の健康づくりに関する取組への支援を図ること。
- (3) 食育の機会が減少しがちになる一方で自ら食事の選択機会が増える若年層（大学等の学生を含む。）に対する栄養・食生活の改善のための啓発活動や支援を図ること。

3 食育の推進のための栄養・食生活の改善及び食品の安全性に関する調査

- (1) 食育の推進のための栄養・食生活の改善に関する地域の実態把握及び施策の評価に努めること。
- (2) 地域における食品の安全性に関する調査及び研究を行うこと。